

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	【 847,053,311 】	【流動負債】	【 148,762,548 】
現金及び預金	623,657,749	買掛金	24,319,737
売掛金	156,383,038	未払金	42,578,046
商品	21,274,639	未払費用	20,782,124
仕掛品	12,583,598	未払法人税等	3,248,200
貯蔵品	18,704	契約負債	10,353,946
前渡金	8,499,000	預り金	17,993,775
前払費用	8,360,734	役員賞与引当金	28,000,000
前払金	732,870	株式給付引当金	1,486,720
未収入金	13,225,336		
未収消費税	2,415,400	【固定負債】	【 12,158,102 】
貸倒引当金	△97,757	資産除去債務	12,158,102
【固定資産】	【 29,409,390 】	負債合計	160,920,650
(有形固定資産)	(22,817,120)	(純資産の部)	
建物	14,351,757	【株主資本】	【 715,542,051 】
工具器具備品	8,465,363	(資本金)	(50,000,000)
		資本金	50,000,000
(無形固定資産)	(1,824,158)	(資本剰余金)	(278,459,915)
電話加入権	1,824,158	その他資本剰余金	278,459,915
		(利益剰余金)	(387,082,136)
(投資その他の資産)	(4,768,112)	利益準備金	12,500,000
繰延税金資産	4,768,112	別途積立金	336,200,428
		繰越利益剰余金	38,381,708
		純資産合計	715,542,051
資産合計	876,462,701	負債・純資産合計	876,462,701

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株式給付引当金
従業員への当社グループ株式の給付に備える為、当事業年度における発生見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の処理方法は税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。
- (2) 連結納税制度の適用
株式会社バンダイナムコホールディングスを連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

II. 会計方針の変更に関する注記

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、財又はサービスを顧客に移転する当社の義務に対して当社が顧客から対価を受け取ったもの又は受け取る期限が到来しているものに関しては「契約負債」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

III. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

IV. 当期純利益金額 17,049,745円